

国住経法第 43 号の 4
国住指第 525 号の 4
令和 8 年 4 月 1 日

日本建築士会連合会会長 殿
日本建築士事務所協会連合会会長 殿
日本建築家協会会長 殿
日本建築構造技術者協会会長 殿
日本建設業連合会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長
建築指導課長

耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する
固定資産税の減額措置の適用期限の延長について（通知）

切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等の発生を見据え、地震による人命・財産の被害の防止のため、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）により耐震診断が義務付けられている要安全確認計画記載建築物等（要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物）で耐震診断結果が報告されたもののうち、政府の補助（建築物耐震対策緊急促進事業（参考 3）が該当。）を受けて令和 8 年 3 月 31 日までの間に耐震改修が行われた場合の固定資産税の減額措置を講じ、一定の実績は上がっているところ。

一方で、建築物の耐震化の目標については、「国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）等において見直しを行い、要緊急安全確認大規模建築物は令和 12 年までに、要安全確認計画記載建築物は早期に、耐震性が不十分なものをおおむね解消するとともに、特に、要安全確認計画記載建築物のうち避難路沿道建築物については、令和 12 年に耐震化等が講じられたものの割合を 60%まで引き上げることとしたところ、これらの目標の達成に向けて、今般、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部が改正され、適用期限を 3 年間延長し、令和 11 年 3 月 31 日までとすることとされた（参考 2）。当該措置の内容についての改正点はなく、平成 26 年 4 月 9 日付け国住指第 61 号（参考 1）において通知したところから変更はないため、参考について十分留意いただきつつ、その積極的な活用により耐震化の目標達成に努められたい。

貴職におかれては、貴団体会員に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、本通知については、関係省庁とも協議済みであることを念のため申し添える。